

2023年4月5日

## 声 明

### －優生保護法被害兵庫訴訟大阪高裁判決に対する 国の上告受理申立てに、強く抗議する－

優生保護法被害全国弁護団  
優生保護法被害兵庫弁護団

本日、国は、本年3月23日、優生保護法被害に対する国の責任を断罪し、控訴人らに対する損害賠償を認めた大阪高等裁判所の判決に対し、不当にも、上告受理申立てを行った。

一連の優生保護法違憲国賠訴訟は、昨年2月の大阪高裁判決以降、本件大阪高裁判決まで、7件もの被害者勝訴の判決が相次いでおり（うち4件が高裁判決）、優生保護法被害者に対して、国に賠償責任を認める司法判断は、すでに確定的なものとなっている。

各地の判決はすべからず、優生保護法被害に対して除斥期間を適用することは「著しく正義・公平の理念に反する」とし、その理由として、優生保護法の立法目的が非人道的かつ差別的であり、憲法違反が明白であること、被害者の権利侵害の深刻性、そして50年もの長きにわたり国が加害行為を継続してきたという責任の重大性等をあげている。

優生保護法問題は、日本国憲法下において他に類をみない、国が重大な責任を負う問題である。本件大阪高裁判決は、「憲法違反の立法を行い、被害者の憲法上の権利を違法に侵害した国が、私人間を規律する民法の除斥期間の適用により賠償（補償）責任を免れることは、そもそも個人の尊厳を基本原理とする日本国憲法が容認していない」とまで述べている。

にもかかわらず、国が、判決間の些末な差異をあげつらい、他の事案への波及が心配だなどという理由で解決を先延ばしにすることは、根拠が全くないだけでなく、高齢の被害者を、それこそ非人道的かつ理不尽に苦しめ続けるものにほかならない。

私たちは、国のこのような姿勢に対し、最大限の抗議を行うものである。

本件大阪高裁判決の原告5名のうち2名はすでに他界している。被害者が高齢化する中、もはや解決には一刻の猶予もない。

国は、ただちに政治解決に向けて舵を切るべきである。

内閣総理大臣が速やかに被害者と面談し、謝罪を行うべきである。

国会は、被害者に対する謝罪決議を行うべきである。

政府と国会が一丸となって、被害者の人生被害にみあう補償をはじめ、優生保護法問題の解決に向けて、早急に取り組むべきである。

以 上